

平成27年度以降の同一日重複請求における対応について

日中活動系サービス並びに障害児通所支援の国保連請求において、《同日に複数の事業所からの請求がある》、また、《同日に、A事業所から利用の請求があり、B事業所からは欠席時対応加算の請求がある》という事例が時折見受けられます。

原則として、日中活動系サービス及び障害児通所支援では、同一日における複数事業所からの請求は認められません。平成27年4月利用分以降の請求でこのような事例が発見された場合には、市職員からご連絡させていただきますので、同一日の重複請求が解消されるよう、該当事業所間での調整をお願いします。

特に障害児通所支援については、利用者側の複数事業所の予約の重複もこのような請求事例の原因となりうるため、保護者との契約の際には、下記の2点についての理解を求めるとしていただきます。

①黄色の受給者証を使って通うことができるのは、1日1か所のみ

②同じ日に2か所以上の予約が取れた場合、利用しない事業所には早めにキャンセルの連絡をする。

その他の請求についても請求誤りを防ぐため、内容に誤りがないかどうか、国保連協会へ送信する前に今一度ご確認いただきますよう、宜しくお願ひ致します。

《参考》

なお、複数の障害児通所支援(児童発達支援+保育所等訪問支援等のこと)の通所給付決定を受けている場合でも、障害児通所支援に係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない(同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外の報酬は算定できない。)

【障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(H26.4.1)(厚労省)より抜粋】

※ただし、平成27年度より、他の障害児通所支援を利用した日も、保育所等訪問支援の算定は可能となる旨(案)が厚生労働省より示されています。

担当 施設支援班 内海

電話 043-245-5174